

# 令和2年 第2回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 2月28日(金) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 7名

## 農業委員

1番 大福 裕子      2番 幸妻 正浩      3番 森 清一  
5番 宇治橋 俊美      6番 二宮 國光      7番 松崎 久範  
会長 坂本 弘志

## 農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎      2番 永友 祥一      3番 山口 裕三  
5番 永友 定己      6番 木浦 由子      7番 宮越 美秋  
8番 橋口 卓史

## 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第5 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第11号 農地の賃借料情報提供について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 係長 兵藤 衣重  
主査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただ今から、令和2年第2回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい、それでは始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会 会議規則 第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番幸妻正浩委員、3番森清一委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日2月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

事務局。

[事務局]

はい。事務局です。

2月の業務報告及び3月の業務計画について御説明いたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、御説明いたします。

まず初めに、2月の業務報告についてでございます。

人・農地プランの話し合いにつきまして、10日に羽根田・青木工区、17日には四季彩のむらを対象に行っております。

17日には、県内の農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象に全体研修

会が行われ、4名の委員さんが出席されております。

また、同じく17日でございますが、高鍋町環境情報協議会が開催され、幸妻委員が出席しております。

今月の総会関係でございますが、20日に現地調査を行い、本日28日が総会となっております。

続きまして、3月の業務計画でございます。

4日には、高鍋町議会令和2年第1回定例会が開会します。

3月の総会関係でございますが、現地調査を24日、総会を30日に行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、すでに、3日の農業者年金受給者協議会の会員交流会、5日の市町村農業者年金受給者連絡協議会の会長・事務局長研修会の中止が決まっておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となるものがあることも考えられます。

あと、こちらには記載はいたしておりませんが、お知らせしたかなべ及びホームページには記載をいたしましたので、御覧になった方もいらっしゃると思います。

次期農業委員・農地利用最適化推進委員の募集を3月2日から31日まで行いますので、よろしく願いいたします。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページをお開きください。「県進達経過報告」を申しあげます。4条1件は2月20日付け、5条2件は2月3日付けで許可となっております。

4ページをお開きください。「合意解約届出について」は、御覧のとおりです。本日の議案第10号に関連しております。ご確認ください。

以上です。

[議長]

ただ今の報告並びに2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、5ページをお開きください。議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 1.12㎡  
申請人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅の敷地拡張です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。7ページを見てください。この略図を横にして見ていただくと、右端の広い道路があります。これが〇〇の前の10号線です。この〇〇の西の方角100m程度のところにこの申請地があります。

面積わずか1㎡余りです。

〇〇在住の所有者が、以前住んでいた高鍋町の住宅の進入道路の隅切り部分、これのみの転用許可を受けていなかったということが判明しまして、追認申請を出してきているものです。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、準工業区域に用途区域が定められた地区の農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号5、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11ページをお開きください。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 354㎡ ほか1筆  
使用貸借です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。13ページを見てください。この略図を横にして見ていただきたいと思います。中央付近の広い道路が県道の〇〇線です。申請地は、〇〇の〇〇から〇〇方面に向かって進むと、すぐに信号がありますけども、その信号をそのまま直進して150m程度進みますと、田んぼの切れるところがあります。ここを左折すると、間もなく三差路に突き当たります。この突き当たりにある住宅の裏手にある田んぼが申請地です。

この突き当たりにある住宅には、この申請の貸主たる義母が居住しています。この申請は、今説明した貸主たる義母の住宅の裏手にある、義母が所有する水田を使用貸借して住宅を建築するためにしているものです。

合併浄化槽を設置し、側溝に流すということになっています、生活排水は。それから事業費ですが、土地造成費、建築費併せて〇〇〇〇円ちょうどで、自己資金は全くなくて、すべて借り入れる予定で、融資内定の通知が添付されております。

土地改良区からも差し支えないとする意見書が出されております。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は周辺農地の広がりがある10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に設置されるものに該当するため転用許可対象となります。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 498㎡

使用貸借です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7番。

[7番]

7番。説明します。

申請地は、〇〇線を〇〇方面に向かいますと、〇〇の〇〇、〇〇とある交差点がありますが、そこを南に100mほど行ったところの右側になります。

この土地は、今まで資材を置いたり堆肥も置いたりした部分ですけど、その一部を分筆して、家を建てられるということになっています。

この申請は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの義理の子どもさんになるんですけど、借りて建てられるということです。

この土地は、ちょっと道路より高くなっていますが、道路に少し削って、造成して道路の高さになるようにされるそうです。そして西側と南側にブロック塀をつけて、近隣には雨水の被害がないようにということです。それと、汚水は浄化槽を設置されるということです。

また、資金については住宅ローンを〇〇〇〇円と自己資金を〇〇〇〇円。宮崎銀行の証明書も添付されていました。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は過去の公共投資の実績もない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象となります。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 446㎡  
使用貸借です。

貸渡人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇 ほか1名

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の二宮委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。28ページを見てください。薄くてよくわからない略図ですけども、横長にしてみてください。右下が10号線の〇〇の信号です。中央下の信号のマークのところ、〇〇と〇〇の間の〇〇線の道路の信号です。

道路がどこにあるかというのがわかりにくいんですが、今話したその下の信号から、この紙で言えば上に向かって進むところが道路になっています。この方向は、〇〇方面に向かう道路です。

この信号から250m程度進んだ道路の左側に接する畑が申請地です。

申請の理由は、今話がありましたけれども、祖母からこの畑を使用貸借して住宅を建築するためです。

事業費は、造成費と建築費併せて〇〇〇〇円で、融資予定の書き物が添付されております。

生活排水は公共下水道があります。

以上です。

[議長]

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に規定する用途区域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 961㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、説明します。〇〇〇〇から〇〇〇〇への所有権移転です。

親の代から長年〇〇〇〇さんが借りて耕作されていましたが、今回、〇〇〇〇さんから買ってほしいという相談があり、今回の申請となりました。

申請地は、〇〇駐車場の西、約200mのところにある田んぼです。

対価は、反当〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 9, 453㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員5番。

[推進委員5番]

5番。説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社への所有権の移転です。

申請地は、〇〇から南へ200m行った西側の畑で、面積は9, 453㎡です。

対価は、〇〇〇〇円です。

終わります。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 7, 007㎡

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員5番。

[推進委員5番]

5番。説明いたします。宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

申請地は、〇〇から南へ300m行った右側の畑で、7, 007㎡です。ここは以前、〇〇の〇〇であったところです。

現況を確認したところ、前の人キャベツがまだ収穫されていませんでした。

対価は、〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 024㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

申請地は、〇〇の交差点を〇〇方面に200mほど行くと、右に入る農道があり、その道を200mほど行った右手に申請地がございます。

〇〇〇〇さんは認定農業者でもあり、水稻、白菜、露地ズッキーニを栽培する農家であります。

現状はきれいにロータリーがかけられた状態でありました。

価格は、1, 024㎡に対して〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

ここでお諮りいたします。今回提案します1番から16番につきましては、農地中間管理事業モデル地区である〇〇・〇〇・〇〇地区の農地について、公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権を設定するものです。

利用権設定の目的及び受け手が同一であることから、16件を一括提案、一括採決とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、異議なしということで、1番から16番までの案件につきましては、16件を一括提案し、一括採決といたします。

それでは、1番から16番の案件につきまして、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、説明します。

1番から16番について、農地の所在はすべて「〇〇水利組合区人・農地プラン」内にございます。

当地域は、農地中間管理事業のモデル地区でありまして、区域内の農地の大半は、平成27年4月1日を始期として、農地中間管理機構への貸付がすでに行われています。

今回は貸付期間を5年としていたものが間もなく終期を迎えるため、その更新と区域内の新規設定を合わせて52筆、37,835㎡です。

利用権を設定する者については、御覧のとおりです。利用権の設定を受ける者は、公益社団法人宮崎県農業振興公社です。

なお、計画の一部に未相続農地が含まれておりますが、こちらにつきましては、相続人の過半の同意を得ていることを申し添えます。

それでは、担当の宮越推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[推進委員 7 番]

はい、7 番推進委員。説明いたします。

事務局より説明がありましたとおり、〇〇水利組合区において、地域の話合いの結果をもとに「人・農地プラン」を作成し、農地中間管理事業を活用して、農地の担い手に集積、集約を進めているところでございます。

今年度も地域の話合いが〇〇公民館で2回ほど開催され、所有者、耕作者の意見を出し合い、地域の農地をどのように利用、活用していくかといった方向性の確認等を行ったところでございます。

また、引き続き本事業を活用することで、農地の有効活用や耕作放棄地の発生防止、また、担い手の集積、集約が図られるものと考えております。

また、現地の調査を行ったところ、早期水稻等の準備等も重なったということもあるかとは思いますが、ほとんどの田んぼはきれいにロータリーがかかれていた状態でありました。

以上でございます。

[議長]

はい、それでは17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*\*

畑 3, 131㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の橋口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい、推進委員 8 番。説明します。〇〇〇〇から農地中間管理事業を活用した、公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権設定です。

これまで相対で契約をしていたものを利用権設定するものです。

申請地は、〇〇線を〇〇に向けて北進しますと、左側に〇〇、右側に〇〇があり、200m先に2つめのT字路があり、そこを右に曲がり、100m先の左側にハウスがあり、その横になります。

大根が収穫され、ロータリーをして鎮圧されていました。

期間は10年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円になります。

以上です。

[議長]

はい、18番の案件について、事務局より議案説明をお願いします。

[事務局]

はい。印刷では42ページになっておりますが、差し替えをさせてもらって43ページになったものです。

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3,460㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい、推進委員 8 番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権設定です。

2人は親子で、前回、認定農業者の審査会で共同申請をされ、認定されました。新規就農者で、給付金の関係で親子間の貸借が必要です。

申請地は、〇〇線を〇〇へ向けて北進しますと、右側に〇〇があります。登

りきった所の十字路を右へ100m行くと大きな十字路があり、さらに100mの所を右側に太陽光があり、そこを過ぎて右側に曲がり、突き当たりの右側に〇〇の〇〇があり、その左側になります。2筆が1枚になっていました。

ラッキョウとニンジンが栽培されています。ちょうどニンジンは収穫を迎えていました。

期間は5年で、賃借料は無償になります。

以上です。

[議長]

はい、19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 892㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友祥一推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員2番。

[推進委員2番]

はい、2番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の設定です。

〇〇〇〇さんは高齢となり、今後、作付けが無理と判断されまして、先月1月の総会であっせんに出たものです。

申請地は、10号線〇〇の西、約100mのところにある田んぼ2枚です。きれいに耕運されていました。

貸借期間は10年。対価は10a当たり〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい、それでは20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 645㎡ ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の松井推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番。説明します。この案件は、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの間の利用権設定の申請です。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かって、〇〇手前の交差点を左折しますと、〇〇の〇〇が見えてきますが、そこを過ぎて、すぐ左折する道があります。〇〇の〇〇に向かう道です。その道に入りまして、最初に〇〇の建物があります。

ここの敷地と、その向こうの太陽光パネル設置のしてある敷地のちょうど間に申請地があります。

面積は2筆で1,831㎡。期間は1年で、賃料は〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

21番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします

[事務局]

はい。

21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑

利用権を設定する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員5番。

[推進委員5番]

5番。説明します。〇〇〇〇さんが宮崎県農業振興公社を使つての利用権の貸借です。

申請地は、先ほど述べました34ページの〇〇〇〇さんの9,453㎡です。

現地を確認しましたところ、すでにもう春白菜が作付されていました。

期間は、令和2年3月23日から令和7年1月22日までの4年10か月です。

以上です。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

[2番]

はい。

[議長]

はい、2番。

[2番]

19番の10年という説明だったんですけども、プリントは5年となっています。どちらが正しいのでしょうか。

[推進委員2番]

すいません。5年です。

[2番]

はい、わかりました。

[議長]

はい、そのほか御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

1番から16番までの案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

17番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

18番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

19番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

20番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

21番の案件について、本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号7、議案第11号「農地の賃借料情報提供について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

45ページを御覧ください。議案第11号「農地の賃借料情報提供について」です。農地の賃借料情報提供につきましては、農地法第52条に基づいて行うものです。

農地法第52条を読み上げます。「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及びその利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とあります。

昨年1月から12月までの農地法第3条許可による賃貸借契約や農業経営基盤強化促進法の報告による利用権の設定の賃借料を集計したものです。承認されましたらホームページにも掲載したいと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

[議長]

ただ今、事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

[議長]

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました。

これもちまして、令和2年第2回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(閉会 1 4 時 4 2 分)